

喀痰吸引等の制度に  
関心ありませんか

福祉機器/用具を  
体験しませんか

## 医療的ケア実施相談会

医療的ケアに取り組みたい事業所を対象に、南河内圏域における重症心身障がい児者の現状とニーズ、喀痰吸引等の制度の説明、在宅生活の介護負担を軽減する福祉機器の展示の相談会を実施します。

この機会にぜひご参加いただきたく、ご案内させていただきます。皆様のご参加をお待ちしております。

- ◆日時：平成26年11月22日（土） 10時～12時（定員100名：先着）
- ◆費用：無料
- ◆場所：すばるホール 3階 展示室（富田林市桜ヶ丘町2番8号）  
（※会場には駐車場がありますが、有料となります。）
- ◆対象：南河内圏域の障がい福祉サービス事業所と訪問看護ステーション事業所の職員  
※事業所単位で申し込んでください。会場都合により1事業所で3名以内の申込みでお願いします。
- ◆募集開始日：平成26年10月20日（月）9：30～ ※定員に達し次第、締め切ります。

### 内容

#### ① 講義Ⅰ「重症心身障がい児者の現状と福祉サービス等に求めること」(大阪府)

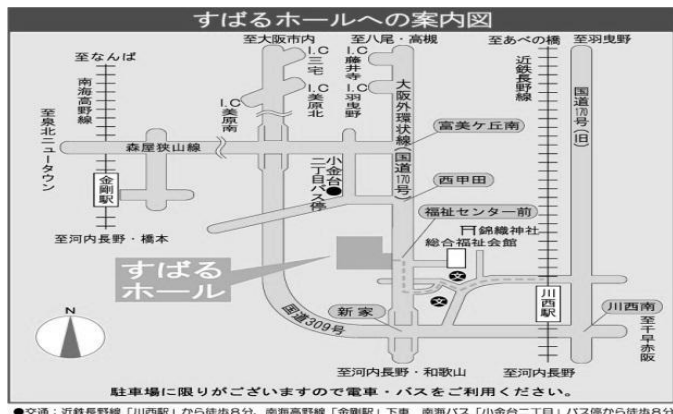
- ・南河内圏域で実施したアンケート調査などから見てきた重症心身障がい児者の現状や、福祉サービス事業所や訪問看護ステーションに求める役割について説明します。

#### ② 講義Ⅱ「喀痰吸引等の制度」(大阪府)

- ・平成24年度より、福祉サービス事業所に新たに認められた医療的ケア（吸引・経管栄養）の制度説明や手続き方法について説明します。

#### ③ 展示・デモ「福祉機器/用具」

- ・在宅生活の介護負担を軽減する福祉機器/用具を紹介します。



●交通：近鉄長野線「川西駅」から徒歩8分、南海高野線「金剛駅」下車 南海バス「小金台二丁目」バス停から徒歩8分

すばるホール  
〒584-0084  
富田林市桜ヶ丘町2番8号  
TEL: 0721-25-0550  
FAX: 0721-25-0550

#### 【問い合わせ・申込み先】

大阪府福祉部地域生活支援課地域サービス支援グループ  
電話：(06) 6941-0351 (内線 2540)  
FAX：(06) 6944-2237  
担当：廣川（ひろかわ）・田（でん）

※申込みは、裏面の申込用紙を利用して、FAXにて  
申込みください。

【医療的ケア実施相談会 申込書】

※事業所単位で申し込んでください。(1 事業所 3 名以内の申込みでお願いします)

FAX 06-6944-2237

(大阪府福祉部地域生活支援課地域サービス支援グループ 担当：廣川(ひろかわ)・田(でん) あて

申込み日： 月 日

事業所名称 及び問い合わせ先	事業所名称						
	事務所所在地	〒 —					
	電話番号	( ) —					
	サービス種別 (※該当サービス等に全て○を付けてください)	<input type="checkbox"/>	居宅介護	<input type="checkbox"/>	重度訪問介護	<input type="checkbox"/>	同行援護
		<input type="checkbox"/>	行動援護	<input type="checkbox"/>	移動支援	<input type="checkbox"/>	生活介護
		<input type="checkbox"/>	放課後等デイ	<input type="checkbox"/>	児童発達支援	<input type="checkbox"/>	就労継続支援
		<input type="checkbox"/>	自立訓練	<input type="checkbox"/>	日中一時支援	<input type="checkbox"/>	短期入所
		<input type="checkbox"/>	療養介護	<input type="checkbox"/>	施設入所支援	<input type="checkbox"/>	共同生活援助
<input type="checkbox"/>		計画相談支援	<input type="checkbox"/>	相談支援	<input type="checkbox"/>	障がい児相談支援	
<input type="checkbox"/>		その他 ( )					

参加者	ふりがな	
	氏名	
	ふりがな	
	氏名	
	ふりがな	
	氏名	

展示してほしい福祉機器がありましたらご記入ください。

(※ご希望の福祉機器のすべてを展示することはできませんのでご了承ください)

この相談会は【大阪府知事重点事業】重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業として行われています。

大阪府では、重度の身体障がいと重度の知的障がい重複している「重症心身障がい児者」とそのご家族が地域で安心して暮らすために必要な地域ケアシステムの体制の整備を進めています。